

新法紹介

- 1 「中華人民共和国反スパイ法（改正）」
- 2 「対外貿易の規模の安定化と構造の最適化を推進することに関する国務院弁公庁による意見」
- 3 「悪質な商標登録に対する体系的な統治・管理により質の高い発展を促進するワークプラン（2023-2025年）」

1. 中華人民共和国反スパイ法（改正）

中華人民共和国反スパイ法（改正）が2023年4月26日に公布され、同年7月1日から施行される。今回の法改正では、以下の点が注目されている。

（1）「スパイ活動」の定義の改正

「スパイ活動」については、改正前の反スパイ法でも規定されていたが、今回の改正により、新たに「スパイ組織及びその代理人に頼る行為」や「国家機関、秘密関連組織、重要情報インフラ施設等に対するサイバー攻撃行為」がスパイ行為として規定された。またスパイ行為が禁止される対象として、従来の国家秘密情報に加えて、「国家安全及び利益に係るその他の文書、データ、情報及び物品」という表現が追加された。更に、中国国内における第三国に対するスパイ行為も、中国の国家安全に危害を及ぼす場合には同法の適用対象に追加されている。

（2）スパイ防止の調査・処分措置の追加を含む国家安全機関の職権強化

スパイ防止業務の主管機関は国家安全機関であるが、同機関によるデータへのアクセス・取得、召喚、財産情報の照会、出入国禁止などの職権が追加され、同機関の法執行ルールが規定されている。更にサイバーセキュリティリスクが発見された場合の通知・処分の措置が追加され、国家機密・情報の該当性及びその危害に対する評価・査定体制が新設されている。

（3）法的責任の多様化

個人によるスパイ行為が犯罪を構成しない軽微な同法違反に対しては罰金や拘留などの行政処罰に処せられる旨が追加されるとともに、国家機関や企業による同法義務の不履行に対して事情聴取、訓戒、許可書の一時的な差押又は取消などの職権行使も増えている。更に、他人のスパイ行為を手助けした場合の法的責任が明確に規定されている。

URL：<http://www.npc.gov.cn/hpcc/30834202304a386e8ffa3d94047ab2f0c89b1ea73c4.shtml>

2. 対外貿易の規模の安定化と構造の最適化を推進することに関する国務院弁公庁による意見

対外貿易の規模の安定化と構造の最適化を推進することに関する国務院弁公庁による意見が4月25日に公布された。

同意見では、貿易振興と市場開拓の推進、重点製品の輸出入規模の安定・拡大、金融・財政による支援強化、対外貿易の革新的発展の加速、対外貿易発展の環境の最適化という五つの方面から、自動車製品の輸出における優位性の育成、大型プラント企業の国際提携レベルの向上、先端技術設備の輸入拡大、加工貿易の安定・強化、貿易のデジタル化の促進、輸出入に対する信用貸付サポートの強化を含めた計18の措置が取り上げられている。

URL：http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-04/25/content_5753130.htm

3. 悪質な商標登録に対する体系的な統治・管理により質の高い発展を促進するワークプラン（2023-2025年）

「悪質な商標登録に対する体系的な統治・管理により質の高い発展を促進するワークプラン（2023-2025年）」が、2023年5月8日に国家知的財産局により公布された。

同ワークプランでは、商標法の改正及び商標法实施条例等の関連法規の改正を積極的に推進すること、商標審査政策や商標審査審理ガイドラインを改正して審査政策基準を健全化させること、重大な悪影響がある商標や明らかに欺瞞的な商標、悪質な商標の先取り出願登録、悪質な商標の買い占めを取り締まり、悪意による商標出願登録行為を一元的に統治・管理するとともに、法律に基づいて商標権の濫用を管理し、商標出願代理の監督等も強化することなどの措置が取り上げられている。

URL：https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/8/art_75_184971.html

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☑メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。